

○今後の予定(下線日程箇所は要調整)

●幹事会

第300回幹事会	令和2年10月2日(金)	17:00から
第301回幹事会	令和2年10月3日(土)	15:30から
<u>第302回幹事会</u>	<u>令和2年10月29日(木)</u>	<u>13:30から</u>
<u>第303回幹事会</u>	<u>令和2年11月26日(木)</u>	<u>13:30から</u>
<u>第304回幹事会</u>	<u>令和2年12月24日(木)</u>	<u>13:30から</u>
<u>第305回幹事会</u>	<u>令和3年 1月28日(木)</u>	<u>13:30から</u>
<u>第306回幹事会</u>	<u>令和3年 2月25日(木)</u>	<u>13:30から</u>
<u>第307回幹事会</u>	<u>令和3年 3月25日(木)</u>	<u>13:30から</u>

以降の幹事会日程は追って調整

●総会

第181回総会	令和2年10月1日(木)～3日(土)
第182回総会	令和3年4月21日(水)～23日(金)

(参考) 幹事会の開催について

- 委員の二分の一以上の出席が必要。
- 加えて、幹事に限り、各部から1名以上の出席がなければならない。

(関係規程(抜粋))

○日本学術会議法 (昭和23年法律第121号)(抄)

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

○日本学術会議会則 (平成17年日本学術会議規則第3号)(抄)

(幹事会の会議)

第二十六条 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条(第一項及び第五項を除く。)及び第二十二條の規定を準用する。

○日本学術会議の運営に関する内規(平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定)(抄)

(定足数)

第21条 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外赴任者(海外に居所を有し、現に海外に在る者)、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

(幹事会における定足数の特別の定め)

第21条の2 会則第26条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、各部から1人以上の委員の出席がなければならない。